

東社労第105号  
平成26年6月2日

統括支部長  
支部長 各位

東京都社会保険労務士会  
会長 大野 実  
(公印省略)

高年齢者雇用安定助成金等の周知依頼について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より、別添（写）のとおり、高年齢者雇用安定助成金等について周知依頼の連絡がありましたのでご報告いたします。

つきましては、貴統括支部及び支部所属会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、本会ホームページに掲載するとともに、会員専用サイトにメールアドレスを登録している会員に対してメール配信による通知を行い、会員に周知いたしますことを申し添えます。

(担当：総務課 今泉)

平成26年5月27日

東京都社会保険労務士会

会長 大野 実 様

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

東京高齢・障害者雇用支援センター長

### 高齢者雇用安定助成金等の周知の協力依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当センターの事業運営につきましては、特段のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高齢者雇用安定助成金制度が改正され、平成26年4月1日から実施されることとなりました。このため、当センターでは助成金の更なる利用促進に向け、事業主を対象に本助成金の説明会を開催することといたしました。

また、平成20年12月の法改正により障害者雇用納付金制度（以下「納付金制度」といいます。）につきましても大幅な改正が行われ、申告対象となる事業主の適用範囲の拡大等が段階的に施行されています。このため、当センターでは平成27年4月から新たに対象となる常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下である事業主を対象に納付金制度の周知を行っているところであります。

つきましては、業務ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、貴会ホームページに高齢者雇用安定助成金及び納付金制度のご案内を掲載いただくこと等により、会員への周知につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【お問合せ先】

〒130-0022

東京都墨田区江東橋 2-19-12 墨田公共職業安定所 5階

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

東京障害者職業センター 窓口サービス課

（東京高齢・障害者雇用支援センター）担当：村松

電話 03-5638-2284 FAX 03-5638-2282



# 高年齢者雇用安定助成金のご案内

高年齢者雇用安定助成金は、**高年齢者活用促進コース**と**高年齢者労働移動支援コース**で、構成されています。

## 高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高年齢者の活用促進のための機械設備の導入・雇用管理制度の整備等、雇用環境整備の措置（以下「活用促進措置」といいます。）を実施した事業主に対し、助成金を支給します。

### <支給金額>

「活用促進措置」に要した費用の2分の1（中小企業は3分の2）

ただし、当該活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限とします（1000万円を上限）。

## 高年齢者雇用安定助成金 高年齢者労働移動支援コース

高年齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、定年を控えた高年齢者等で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者※の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対し、助成金を支給します。

※雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者

### <支給金額>

雇入れ1人につき70万円（短時間労働者※を雇い入れる場合は1人につき40万円）

※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

※ 詳しい内容は、下記までお問い合わせください。  
当機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp/>）でもご案内しています。



独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構  
東京高年齢・障害者雇用支援センター  
(TEL03-5638-2284)

# 平成26年度 高年齢者雇用安定助成金説明会のご案内

高年齢者雇用安定助成金制度説明会を以下のとおり開催いたします。  
参加ご希望の方は東京高齢・障害者雇用支援センターまでご連絡ください。  
なお、各回定員(5社)になり次第申込み締め切りとさせていただきます。

日 時

7・8月	9月	10月	11月	12月
7/3(木) 14:00～	9/4(木) 14:00～	10/2(木) 14:00～	11/6(木) 14:00～	12/4(木) 14:00～
7/10(木) 14:00～	9/11(木) 14:00～	10/9(木) 14:00～	11/13(木) 14:00～	12/11(木) 14:00～
7/17(木) 14:00～	9/18(木) 14:00～	10/16(木) 14:00～	11/20(木) 14:00～	12/18(木) 14:00～
8/28(木) 14:00～	9/25(木) 14:00～	10/23(木) 14:00～	11/27(木) 14:00～	
		10/30(木) 14:00～		

内 容

## 制度説明(60分程度)

- ・高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース
- ・高年齢者雇用安定助成金 高年齢者労働移動支援コース

\*各コースの詳細は当機構HPの以下のページに掲載しております。  
<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>

## 個別相談(45分程度)

※当日は就業規則等をお持ちください。

会 場



東京都墨田区江東橋2-19-12  
墨田公共職業安定所5階 会議室A

[交通のご案内]

JR総武線 錦糸町駅南口 徒歩3分

東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅1番出口 徒歩3分

<お問合せ・お申込み先>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
東京高齢・障害者雇用支援センター  
窓口サービス課

TEL 03-5638-2284 FAX 03-5638-2282

Mail [tokyo-support-ctr02@jeed.or.jp](mailto:tokyo-support-ctr02@jeed.or.jp)

## 「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります～

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)

適用対象になると

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度(27年4月～28年3月)の途中で事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

制度適用から  
申告・納付  
開始までの  
スケジュール

	～平成27年3月	平成27年4月～ 平成28年3月	平成28年4月～
適用対象となる事業主の範囲	常時雇用する労働者数が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が100人を超える事業主	申告・納付開始

### 納付金の申告では...

・申告対象期間(=申告の前年度)の各月における

- ①常時雇用している労働者数
  - ②雇用障害者数
  - ③雇用障害者の労働時間数(所定労働時間及び実労働時間)
- をご報告いただく必要があります。

調整金(常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合)の申請では...

・上記①②③のほか、雇用障害者の

- ④源泉徴収票(写)
- ⑤障害者手帳等(写)を添付していただく必要があります。 **ご準備下さい!**

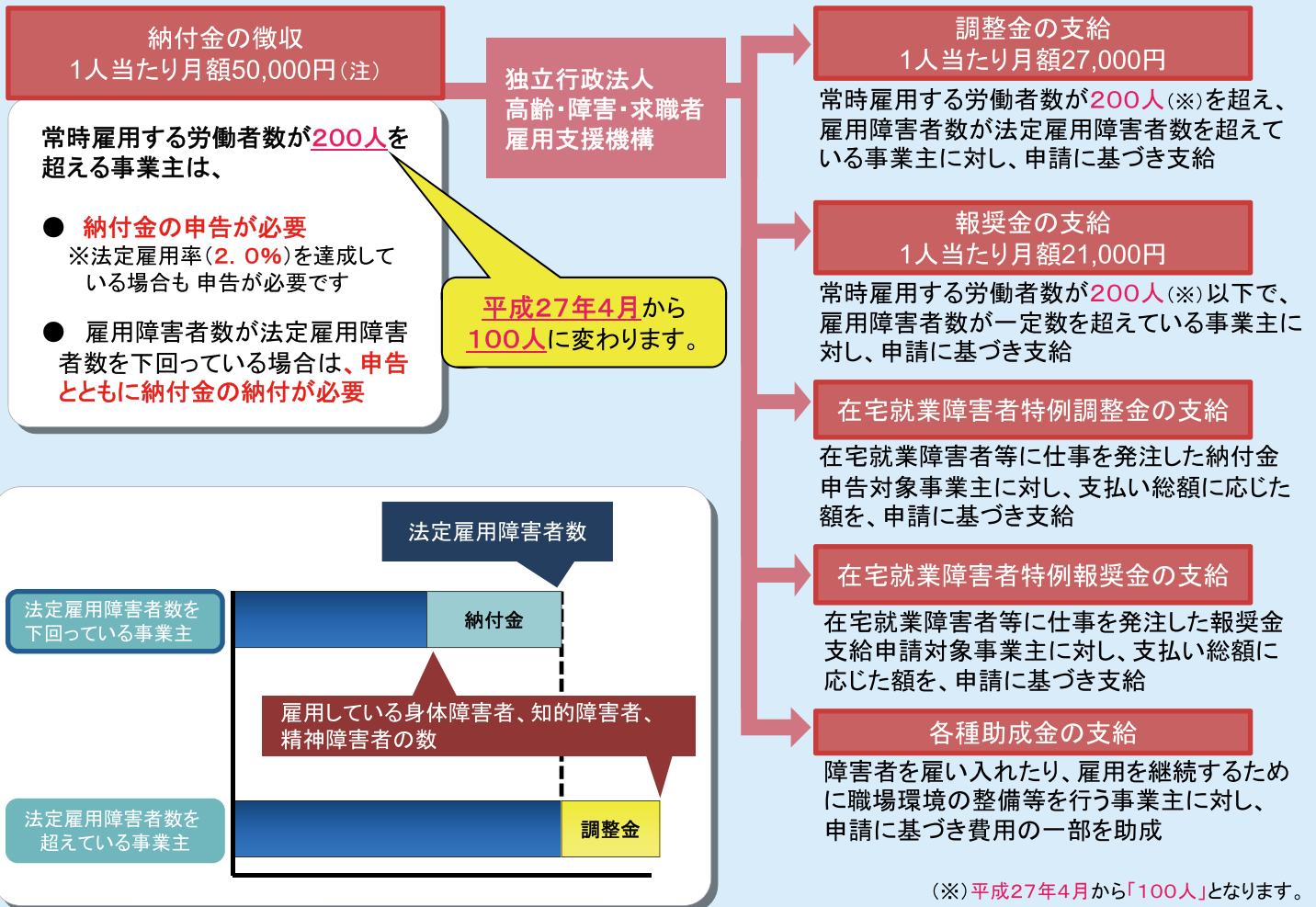
障害者雇用について早めの取組等をお願いいたします。

障害者雇用の取組みについては、裏面のお問合せ先をご確認ください。

## 障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金(「納付金」)の徴収、障害者雇用調整金(「調整金」)、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

### ◆障害者雇用納付金制度の概要



(注)

- 常時雇用する労働者数が200人を超え300人以下の事業主は、平成22年7月1日から平成27年6月30日まで
  - 常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 納付金の額が1人当たり月額「5万円」から「4万円」に減額されます。

### お問い合わせ先

- 障害者雇用に関して相談したい。職業紹介を行ってほしい。
  - ・ 管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にお問合せください。
- 障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい。
  - ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)をご覧くださいか、最寄りの高齢・障害者雇用支援センターにお問合せください。
- 障害者雇用の具体的な進め方などを相談したい。
  - ・ 最寄りの障害者職業センターにお問合せください。
  - ※ 障害者雇用を検討している事業主や、すでに障害者を雇用している事業主の支援ニーズに応じて、採用計画立案から雇用管理に至るまで体系的な支援を行っています。